

# 商品概要説明書

ジャックス保証付 J Aマイカーローン

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

商品名	ジャックス保証付 J Aマイカーローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 申込時年齢が満 18 歳以上 74 歳以下の方（完済時年齢が 79 歳以下）。 ※ 満年齢が 18 歳以上 20 歳未満の場合は、法定代理人である親権者を連帯保証人とする必要があります。</li><li>○ 安定した収入のある方（ただし、農業者を除く自営業者は営業年数 3 年以上で年所得 400 万円以上）。</li><li>○ 住所または勤務地が地区内にある方。</li><li>○ 借換申込の場合、利用中のマイカーローンに返済遅延のない方。</li><li>○ 融資金を販売業者へ振り込みできる方。</li><li>○ 保証会社の保証がうけられる方。</li><li>○ 信用状況に不安がない方。</li><li>○ 新卒者の場合は、就職先の内定が確定している方。（満 20 歳未満は親権者を連帯保証人として徴求する） ※ 新卒者：3 月に高校、専門学校、短大、大学、大学院を卒業予定で同年 4 月に就職できる方。</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業自動車資金や借入金返済・投機等不健全な資金は除きます。</li><li>○ 新車・中古車のマイカー（二輪車・三輪車（トライク等）・除雪機・スノーモービル・水上バイク・マリッジット・レジャーボート・キャンピングカー・軽トラック（三方開き、ダンプタイプを含む）・電動三輪車（セニアカー等）購入資金およびそれらに付帯する附属品・諸費用（自動車保険、税金、オプション等）。</li><li>○ 各種運転免許取得費用。</li><li>○ 車検整備・修理費用。</li><li>○ 自動車用品購入資金（単品購入も可とする）。</li><li>○ 自宅に併設する車庫・カーポートの建設費用・PHV 設備費用等。</li><li>○ 他金融機関・クレジット会社等のマイカーローン借換および残価設定型ローンの残価部分の借換資金。</li></ul>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。</li></ul>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 6 か月以上 10 年以内とします。</li><li>○ 借換申込の場合には、既に返済済み期間にかかわらず 10 年以内とします。</li><li>○ 元金据置払を利用する場合は、据置期間を含めて 10 年以内とします。（新卒者限定）</li></ul>

借入利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 変動金利とします。 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（農協短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（農協短期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</li> <li>○ お借入利率には、年0.69%の保証料を含みます。</li> <li>○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</li> </ul>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</li> <li>○ 新卒者の方に限り、借入申込期間が10月～翌年3月までの申込で、かつ、返済開始月が翌年4月または5月の場合には、元金据置払をご利用いただけます。（但し、就職前6カ月以内とします。）</li> </ul>
担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不要です。</li> </ul>
保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。 ただし、満年齢が18歳以上20歳未満の場合は、法定代理人である親権者を連帯保証人とする必要があります。</li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 全額繰上返済の場合… — 円</li> <li>② 一部繰上返済の場合… — 円</li> </ul> </li> <li>○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は一円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または信用部(電話：0172-28-1121)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</li> </ul>

	<p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）  第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）  仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。  なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○ 印紙税が別途必要となります。</li> <li>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>

JAつがる弘前